

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公開番号】特開2019-70981(P2019-70981A)

【公開日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2019-017

【出願番号】特願2017-197251(P2017-197251)

【国際特許分類】

G 0 6 F	13/00	(2006.01)
H 0 4 N	1/00	(2006.01)
G 0 6 F	3/12	(2006.01)
H 0 4 W	4/00	(2018.01)
H 0 4 M	11/00	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	13/00	3 5 4 A
H 0 4 N	1/00	1 0 7 Z
G 0 6 F	3/12	3 0 3
G 0 6 F	3/12	3 2 2
G 0 6 F	3/12	3 3 8
G 0 6 F	3/12	3 3 6
G 0 6 F	3/12	3 8 5
H 0 4 W	4/00	1 1 0
H 0 4 M	11/00	3 0 2

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像処理装置をアクセスポイントとして機能させ、外部装置と外部アクセスポイントを経由することなく通信を行うダイレクト無線通信機能を有する画像処理装置であって、

プロキシサーバを使用するかどうか設定する設定手段と、

前記ダイレクト無線通信機能用の前記アクセスポイントが提供するネットワークに属する外部装置が、H T T P 通信の宛先である場合は、前記設定手段によって前記プロキシサーバを使用することが設定されていたとしても、前記プロキシサーバを経由することなく前記外部装置に対するH T T P 通信を行うよう制御する通信制御手段と、

を有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項2】

H T T P 通信の宛先が前記ダイレクト無線通信機能用の前記アクセスポイントが提供するネットワークに属する外部装置であるかどうか判断する判断手段を更に有することを特徴とする請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項3】

前記通信制御手段は、前記設定手段によって、前記プロキシサーバを使用することが設定されていない場合、前記プロキシサーバを経由することなく、外部装置に対するH T T P 通信を行うよう制御することを特徴とする請求項1又は2に記載の画像処理装置。

【請求項 4】

前記ダイレクト無線通信機能は、Wi-Fi Direct（登録商標）又はWi-Fi Aware（登録商標）に準拠する無線通信を提供する機能であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 5】

IIEEE802.11シリーズの通信規格に基づく無線通信を行う前記外部アクセスポイントに接続するための無線クライアントとして前記画像処理装置を動作させることが可能であり、IIEEE802.11シリーズの通信規格に基づく無線通信を行うアクセスポイントとして前記画像処理装置を動作させることが可能な無線通信インターフェースを更に有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 6】

前記通信制御手段は、前記外部アクセスポイントを介して外部装置に対するHTTP通信を行う場合であって、前記設定手段によって前記プロキシサーバを使用することが設定されている場合は、前記プロキシサーバを経由して前記外部装置へのHTTP通信を行うよう制御することを特徴とする請求項5に記載の画像処理装置。

【請求項 7】

ネットワークケーブルを介してLAN（Local Area Network）に接続する有線通信インターフェースをさらに備え、

前記通信制御手段は、前記有線通信インターフェースを介して外部装置に対するHTTP通信を行う場合であって、前記設定手段によって前記プロキシサーバを使用することが設定されている場合は、前記プロキシサーバを経由して当該外部装置へのHTTP通信を行うよう制御することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 8】

前記画像処理装置は、デジタルサイネージ装置であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 9】

前記画像処理装置は、印刷装置であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 10】

前記画像処理装置は、少なくとも、データを受信して印刷する印刷機能とデータを外部装置にネットワークを介して送信する送信機能とを有する多機能装置であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 11】

スキャナを更に備え、

外部装置から、スキャンに関する設定情報を受信したことに少なくとも従って、前記送信機能は前記外部装置が提供するWebDAV（Web-based Distributed Authoring and Versioning）サーバに対し前記スキャナを用いて原稿を読み取って得られた画像に基づくデータを前記HTTP通信を用いて送信することを特徴とする請求項10に記載の画像処理装置。

【請求項 12】

前記画像処理装置はスキャナ装置であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 13】

前記通信制御手段は、前記スキャナ装置が有するスキャナデバイスを用いて原稿を読み取って得た画像に基づくデータを、HTTP通信を用いてWebDAV（Web-based Distributed Authoring and Versioning）サーバを提供する外部装置に送信することを特徴とする請求項12に記載の画像処理装置。

【請求項 14】

前記設定手段は、ユーザ操作を受け付けたことに従って、前記プロキシサーバを使用す

るかどうか設定することを特徴とする請求項 1 乃至 13 のいずれか 1 項に記載の画像処理装置。

【請求項 15】

画像処理装置をアクセスポイントとして機能させ、外部装置と外部アクセスポイントを経由することなく通信を行うダイレクト無線通信機能を有する画像処理装置の制御方法であって、

プロキシサーバを使用するかどうか設定する設定工程と、

前記ダイレクト無線通信機能用の前記アクセスポイントが提供するネットワークに属する外部装置が、HTTP 通信の宛先である場合は、前記設定工程で前記プロキシサーバを使用することが設定されていたとしても、前記プロキシサーバを経由することなく前記外部装置に対する HTTP 通信を行うよう制御する通信制御工程と、

を有することを特徴とする制御方法。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の画像処理装置の制御方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は上記の問題点に少なくとも 1 つに鑑みなされたものである。本発明は、プロキシサーバを使用する設定がなされいても、ダイレクト無線通信の相手先に対しては、プロキシサーバを経由することなく HTTP 通信を行える仕組みを提供することを目的とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記の目的を達成するために本発明の画像処理装置は、画像処理装置をアクセスポイントとして機能させ、外部装置と外部アクセスポイントを経由することなく通信を行うダイレクト無線通信機能を有する画像処理装置であって、プロキシサーバを使用するかどうか設定する設定手段と、前記ダイレクト無線通信機能用の前記アクセスポイントが提供するネットワークに属する外部装置が、HTTP 通信の宛先である場合は、前記設定手段によって前記プロキシサーバを使用することが設定されていたとしても、前記プロキシサーバを経由することなく前記外部装置に対する HTTP 通信を行うよう制御する通信制御手段と、を有することを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によれば、プロキシサーバを使用する設定がなされいても、ダイレクト無線通信の相手先に対しては、プロキシサーバを経由することなく HTTP 通信を行えるようになる。